

## 平成28年度 国土技術政策総合研究所コンプライアンス報告書

推進計画	実施状況	実施状況の評価
<p>(1)平成28年度におけるコンプライアンス推進のための活動計画</p> <p>①コンプライアンスに関わる講習会等の実施</p> <p>(i)新規採用者・転入者に対する「ガイダンス」の実施 新規採用者・転入者を対象に、国土技術政策総合研究所(以下、「国総研」という。)のコンプライアンスに関する取組を説明する。</p> <p>(ii)外部の専門家によるコンプライアンス講習会の実施 職員等を対象に、外部専門家(公正取引委員会、弁護士等)によるコンプライアンス等に関する講習会(独禁法、官製談合防止法、コンプライアンス等)を実施する。</p> <p>(iii)コンプライアンス・ミーティングの実施 幹部会議等においてコンプライアンスに関する事例紹介を行い、各部・各課室が主体となり四半期に1回以上実施する。 また、実施状況について四半期毎にとりまとめ、幹部会議等で報告する。</p>	<p>・平成28年度新規採用職員及び交流研究員、異動職員ガイダンスを実施した。(4月13日つくば、27日横須賀)</p> <p>・非常勤職員(新規採用者を含む)に所内ガイダンスを実施した。(4月12日つくば、6月9日横須賀)</p> <p>公正取引委員会による講習会を実施。 (1月18日つくば、横須賀)</p> <p>・コンプライアンス・ミーティング実施状況(つくば・横須賀) 第1四半期. No14「勤務時間外に行った原稿執筆と原稿料の受領」 第2四半期. No15「SNSの私的利用」 第3四半期. No16「OBとの対応」 第4四半期. No17「請負代金の早期支払い要望」</p>	<p>新規採用者及び交流研究員、異動職員に対するガイダンスの中で、コンプライアンスに関する取組を計画どおり実施した。</p> <p>外部専門家によるコンプライアンスに関する講習会も計画どおり実施した。</p> <p>年間4回事例について、すべての課・室へ実施のフォローアップを徹底し、全所属でコンプライアンスミーティングを計画どおり実施した。</p>
<p>②発注者綱紀保持の周知徹底</p> <p>(i)職員等を対象に、発注者綱紀保持(発注者綱紀保持規程の趣旨や事業者等との対応ルール等)について、発注者綱紀保持事務担当者(総務課長、管理課長)を講師とし、コンプライアンス講習会を前期(つくばは2回)に実施する。</p> <p>(ii)事業者等から不当な働きかけに該当すると思料される行為を受けた場合、或いは、職員が組織内の不正行為に気づいた場合の報告について周知するとともに、コンプライアンスに関する外部窓口について講習会等(所内広報誌等)により周知徹底する。</p> <p>(iii)発注者綱紀保持に関するセルフチェック又はe-ラーニング導入の検討を行う。</p>	<p>発注者綱紀保持事務担当者を講師とした、コンプライアンス講習会を実施した。(11月25日・29日つくば、22日横須賀)</p> <p>・平成28年度新規採用職員及び交流研究員、異動職員ガイダンス等で周知した。(4月13日つくば、27日横須賀)</p> <p>・発注者綱紀保持事務担当者を講師とした、コンプライアンス講習会において周知した。(11月25日・29日つくば、22日横須賀)</p> <p>・「OBとの対応」に関するコンプライアンス・ミーティング(第3四半期)の解説において周知した。</p> <p>平成29年2月にe-ラーニングを試行(テスト)した。</p>	<p>発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアル及び対応ルールの周知徹底を計画どおり実施した。</p> <p>事業者からの不当な働きかけの報告フローに係る周知徹底を、講習会等の中で説明し、計画どおり実施した。</p>

推進計画	実施状況	実施状況の評価
<p>③国家公務員倫理の周知徹底 国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規定の遵守については、国家公務員倫理週間の機会を通じて職員へ周知徹底する。</p> <p>(i) 国家公務員倫理週間において集中的な取組を実施する。ポスター掲示、倫理週間の取組をイントラに掲載、職員へ周知メール送付、業者向けパンフレットの配布、「事例で学ぶ倫理法・倫理規定」DVDの放送、階層別(幹部、課長補佐級、一般)に新たにその階層になった職員を対象とした「自習研修」の実施等を行う。</p> <p>(ii) 全職員を対象に服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを実施する。</p>	<p>国家公務員倫理週間(12.1～12.7)において、ポスター掲示、倫理週間の取組をイントラに掲載、職員へ周知メール送付、事業者向けパンフレットの配布、「事例で学ぶ倫理法・倫理規定」DVDの放送、階層別(幹部、課長補佐級、一般)に新たにその階層になった職員を対象とした「自習研修」を実施。</p> <p>(つくば12/1・16放映、横須賀 DVD受講者。階層別自習研修 つくば、横須賀受講者 幹部、課長補佐級、一般職員)</p> <p>全職員を対象に服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを実施。</p>	<p>国家公務員倫理週間において職員周知を計画どおり実施した。</p> <p>全職員を対象にしたセルフチェックを計画どおり実施した。</p>
<p>(2) 部外研究員(交流研究員)へのコンプライアンス等意識の向上のための取組</p> <p>部外研究員(交流研究員)へのコンプライアンス意識向上の取組については、従来から受入れ条件として、任期中に知り得た情報漏えいの禁止を徹底しているが、更なる意識向上を図るため、下記の取組を実施する。</p> <p>①ガイダンスの実施【年度当初】 新規受入れ者を対象とした交流研究員ガイダンスを実施し、国総研のコンプライアンスに関する取組を説明する。</p>	<p>・平成28年度新規採用職員及び交流研究員、異動職員ガイダンス等において周知した。(4月13日つくば)</p> <p>・交流研究員入所式において、ガイダンス資料を配布し、説明した。(4月1日横須賀)</p>	<p>新規採用職員、交流研究員及び異動職員等に対して、コンプライアンスに係る説明を計画どおり実施した。</p>

推進計画	実施状況	実施状況の評価
<p>②コンプライアンス意識の向上の実施【年度途中】</p> <p>各課・室が行う四半期に1回のコンプライアンスミーティングに原則参加させる。</p>	<p>各所属単位で実施しているコンプライアンス・ミーティングに、交流研究員も原則参加させており、コンプライアンス意識の向上を図っている。</p>	<p>年間4回の事例について、すべての課・室へ実施のフォローアップを徹底し、全所属でコンプライアンスミーティングを計画どおり実施した。</p>
<p>③情報に関する注意喚起【年度末】</p> <p>交流研究員修了式において、任期中に知り得た情報漏えいの禁止等について再徹底を図る。</p>	<p>・4月1日に実施した交流研究員の入所式において、任期中に知り得た情報は漏らしてはならない等のコンプライアンス意識について徹底を図った。 ・平成29年3月30日及び31日に実施した修了式でも口頭及び資料配付を行い、再度徹底を図った。(3/31つくば、3/30横須賀)</p>	<p>入所式において説明し、修了式においても説明及び資料配付を行い、周知徹底を計画どおり実施した。</p>
<p>(3)入札・契約手続きの見直しと情報管理の徹底</p> <p>①入札・契約手続きの見直し</p> <p>コンサルタント業務等の入札・契約手続きについては、地方整備局の動向を踏まえ、不正が発生しにくい手続きの検討を進める。また、競争性を確保するための対策の検討を引き続き行う。</p>	<p>・コンサルタント業務等の入札・契約手続きについて、不正の防止及び競争性の更なる向上のため、参加表明書と技術提案書を同時提出させる手続の導入及び電子入札システムの運用拡大を検討し、実施準備を進めた。 また、競争性を確保するため、充分な工期確保、参加要件や業務内容と業務量の明確化等に取り組んだ。</p>	<p>入札・契約手続きにおける情報漏洩等の防止の徹底を計画どおり実施した。</p>
<p>②情報管理の徹底</p> <p>技術提案書等における業者名のマスキングを実施し、入札参加業者名を知る者の数を限定することで、情報漏えいの防止及び特定の業者に対する不公正な評価の防止の徹底を図る。また、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料は、会議後回収することで情報の管理を徹底する。 設計・積算等における情報管理について、平成27年度に行った情報管理の見直しの周知徹底を行い、情報漏えいの防止を推進する。</p>	<p>・情報漏洩の防止や不公正な評価の防止のため、技術提案書などの契約手続きに係る審査資料について、入札参加の業者名等のマスキング及び会議後の資料回収を徹底している。 ・設計・積算担当者を対象に講習会を開催し、情報管理の周知徹底を図った。(5月18日つくば) ・発注担当職員にコンプライアンス自習講習を実施し、不正防止等の徹底を図った。(1月5日 横須賀)</p>	<p>入札参加の業者名等のマスキング及び会議後の資料回収等、情報管理の徹底を計画どおり実施した。</p>

推進計画	実施状況	実施状況の評価
<p>(4) 公的研究費等の適正な執行の徹底</p> <p>① 国等が補助金等として支出している公的研究費について、交付を受けた研究者に対し、所内説明会への出席を必須とし、補助条件・研究者倫理の遵守を徹底する。また、内部監査(年1回)を実施し、適正な執行を図る。</p>	<p>・今年度公的研究費の採択・交付を受けた全ての研究者(つくば、横須賀)に対し、所内説明会(つくば:7月26日、28日ほか、横須賀:9月27日、28日)を実施し、適正な執行について徹底した。</p> <p>・内部監査を実施した。(12月12日、22日つくば、12月21日、22日横須賀)</p>	<p>研究者に対する説明会及び内部監査を計画どおり実施した。</p> <p>また、委託研究費の執行確認を行い、不適切な事案は確認されなかった。</p>
<p>② 委託研究費についても、不正防止のための検討を進め、適正な執行(支出)を図る。</p>	<p>・個々の委託研究の契約・承認手続きプロセスにおいて、支出内容や金額に不適正な予算執行がないかを確認した。(委託研究費の執行はつくばのみ)</p>	
<p>(5) システム情報管理の徹底</p> <p>情報セキュリティ対策の確実な実施のため、所内講習会や標的型メール攻撃訓練等を実施する。また、情報管理徹底に関する注意喚起や対策等の周知徹底を図る。</p> <p>① 情報セキュリティ講習会の実施</p> <p>(i) 新規採用者、転入者へのガイダンスの実施</p> <p>(ii) 所内職員に向けた講習会の実施</p> <p>② 標的型メール攻撃に対する訓練の実施</p> <p>③ 情報セキュリティの自己点検の実施</p> <p>④ 情報セキュリティ事案の共有</p>	<p>① 平成28年度新規採用職員及び交流研究員、異動職員ガイダンス等において周知した。(4月12・13日つくば)</p> <p>・情報セキュリティに関する講習会を実施した。(4月28日職員向け、6月9日非常勤職員向け 横須賀)</p> <p>・基盤システムの入れ替えに伴う担当者説明会に合わせて、情報セキュリティに関する講習を実施した。(11月29、30日つくば)</p> <p>② 標的型メール攻撃に対する訓練を第1回を10月、第2回を11月、第3回を1月に実施した。</p> <p>③ 情報セキュリティ対策自己点検を1月末に実施した。</p> <p>④ 情報管理の徹底について、メール及びイントラ掲示板を利用して随時所内周知を実施した。</p> <p>・情報セキュリティ事案も含め、最近の情報セキュリティに関する動向について、講習会や会議等にて共有を図った。</p>	<p>情報システムについてのセキュリティ対策として、講習会の実施、標的型メール攻撃に対する訓練、情報管理に係る周知徹底を計画どおり実施した。</p>
<p>(6) 推進計画の実施状況のとりまとめと公表</p> <p>推進本部は、当該年度の推進計画に定めた項目について、定期的にその状況をとりまとめ、推進本部及びアドバイザー委員会の了承を得て公表するものとする。公表の方法は、国総研HPに掲載して行うものとする。</p>	<p>・平成28年度推進計画の実施状況を推進本部及びアドバイザー委員会の了承を得て、国総研ホームページに掲載し公表する。</p> <p>・平成29年度コンプライアンス推進計画は、4月1日付で作成し公表する。</p>	<p>推進本部、アドバイザー委員会の了承を得て、国総研のHPにおいて公表した。</p>

■アドバイザー委員からの意見等

平成28年度の実施状況報告書について、コンプライアンスの取組は着実に進んでいると考えるが、事前の予防と事後の内部点検を両面で検討すれば更に効果的と思われる。